



平成28年度 南あわじ市延長保育について

保育所にお子さんを預けられている保護者の方の就労形態の多様化や共稼ぎの増加などに対応するため、「市保育所」にて延長保育（有料）を実施しています。仕事や通勤の関係で、現在の保育時間（原則として午前8時～午後4時）では、どうしても都合の悪い保護者の方は、入所申込時にお申し出ください。私立保育園・認定こども園等については、各施設で異なりますので、各施設にご確認ください。

1. 実施保育所

- ・短時間認定者の延長保育 全保育所にて実施
- ・標準時間認定者の延長保育（7:00～19:00）

保育所名	電話番号	住所	利用曜日
市保育所	42-0215	市三條 886	月～金曜日（祝日等を除く）
神代保育所	42-1252	神代地頭方 1496-1	月～金曜日（祝日等を除く）

2. 利用要件 保護者の方が、共稼ぎによる就労や通勤に時間を要する等やむを得ない事情があり、延長保育がどうしても必要と認められる場合

3. 利用料金 児童の年齢と保護者等の税額等により月額延長保育料が決定されます。毎月25日（金融機関が休みの場合はその後日）、指定の金融機関より口座振替します。

4. 申込方法 延長保育を利用する保育所にて必要書類を受け取り、下記書類をすべてそろえて保育所へ申し込みしてください。※その他必要となる書類の提出をお願いする場合があります。

- (1) 「延長保育利用申請書」・「延長保育調査書」
- (2) 「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」
- (3) 保育することができない証明書（児童の父母及び65歳未満の同居している大人の方）

「勤務（内定）証明書」	→ 会社員等の方（勤務先で証明）
「入所理由申請書・確認書（自営業・農漁業）」	→ 自営業・農漁業の方（民生委員の確認）
「母子健康手帳」	→ 出産前後の方（表紙・分娩予定日の頁の写）
「診断書」または「入所理由申請書・確認書（その他）」	→ 病気療養の方（民生委員の確認）
「診断書及び入所理由確認書・証明書（その他）」	→ 看護・介護をしている方（民生委員の確認）

- (4) 保護者（父母）が利用年の1月1日現在に南あわじ市外に住所を有している場合、住所地の市区町村長が証明する利用年度の「所得証明書」

※(2)～(4)の書類は、入所申込時に添付している場合は不要です。

5. 申込について

- ・年度途中から申込みされる場合は、利用開始月の前月15日までに手続きください。
- ・申込手続は年度毎に必要となります。

6. 利用の停止 延長保育の利用を停止する場合は、利用を停止する月の前月15日までに「延長保育利用停止届」を提出してください。



7. 保育料の算定方法

- ◇南あわじ市延長保育事業実施要綱により決定します。
- ◇各階層の決定については、4月～8月は前年度市民税額、9月以降は今年度市民税額で決定します。
- ◇原則として、入所児童の父母の税額に基づき保育料を決定しますが、次のような世帯は祖父母等の税額も保育料の算出の対象としています。

- (1) 入所児童が税の申告上、祖父母等の扶養になっている場合。
- (2) 入所児童の父母が、祖父母等の扶養や専従者になっている場合。
※青色申告専従者で、入所児童が父母の扶養になっている場合を除く。
- (3) 税の申告の上で、扶養関係が明確でなく所得から判断して祖父母等がその家の家計の主宰者と判断される場合等。

階層	区 分	徴収月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	A階層を除き市民税非課税世帯	600円
C	A階層及びB階層を除く世帯	3,000円